ヘ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）
ト　内部評価方式を使用している場合には、その概要
八　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
ロ　内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
九　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)　当該手法の概要
(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）
十　信用リスク・アセットの額の算出対象となっている出資（連結自己資本規制比率告示第四十三条に規定する出資をいう。）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
十一　金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　金利リスクの算定手法の概要
十二　連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十三　連結自己資本規制比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって最終指定親会社の子法人等であるもののうち、連結自己資本規制比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額
二　信用リスク（前項第六号に規定するもの、同項第七号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別
(3)　残存期間別
ロ　連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事由が生じた債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別
ロ　会社グループが内部管理上使用したトレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク算定手法の概要
十一　連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2)　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。）
(i)　事業法人向けエクスポージャー
(ii)　ソブリン向けエクスポージャー
(iii)　金融機関等向けエクスポージャー
(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー
(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi)　その他リテール向けエクスポージャー
(3)　証券化エクスポージャー
ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャー
ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
ニ　マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
(1)　標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに記載することを要する。）
(2)　内部モデル方式